

最近の消防関連法規等の改正状況

2007.1.24 「カラオケ店火災 3人死亡」2007.6.19「温泉施設で爆発、2人死亡」の対策として、消防法施行令及び立入検査及び違反処理マニュアルが改正され、大規模地震への備えとして、消防法・消防組織法が改正されています。

◆消防法施行令の一部改正（カラオケボックス・温泉採掘等）

施行日：H20.10.1

- ① 別表第一（二）項ニに「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗（ネットカフェ・テレクラなど）で 総務省令で定めるもの」を追加
- ② 上記①について、自動火災報知設備を設置しなければならない、ベルはカラオケ等の音と区別して聞き取れるようにしなければならない。
(経過措置：H22.3.31)
- ③ ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物に、『温泉の採取のための設備（温泉井戸・ガス分離設備・ガス排出口並びに配管など）』が設置されている物件が追加。
(経過措置：H22.3.31)

◆立入検査及び違反処理マニュアルの改正関係

カラオケ店火災を受けて、予防業務の実施体制の充実等に係る検討結果等を踏まえ、「立入検査マニュアル及び違反処理マニュアル」が改正され、下記4点をポイントに取り組みよう通知されています。

- ① 立入検査・違反処理の戦略的な実施
- ② 防火対象物定期点検報告制度実施率の向上等
- ③ 立入検査・違反是正に必要な実施体制の強化
- ④ 違反処理データベースの活用

◆消防法・消防組織法の一部改正（大規模地震への備え）

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、「危険物施設における保安の充実方策のあり方について」、「広域消防応援制度（緊急消防援助隊等）について」及び「大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申」などより、危険物流出等の事故の原因調査のための仕組みの充実及び災害時における緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防法及び消防組織法の一部が改正されました。

●消防法改正

- ① 危険物施設における**危険物流出等の事故**の原因調査のための市町村長等への権限の付与
現行法上は、危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査に係る明確な規定がなく、精確な原因調査を行うことが困難でした。
- ② 消防庁長官による事故原因調査
市町村長や都道府県知事の求めに応じて、消防庁長官が事故原因調査を実施できることとなった

●消防組織法改正

- ① 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示の要件の見直し
消防庁長官が緊急消防援助隊の出動などの指示は、大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又は毒性物質発散等の特殊な災害に限られていた。災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため指示をすることができるものとされた。
- ② 消防応援活動調整本部の設置
援助隊行動市町村において援助隊を当該援助隊行動市町村以外の災害発生市町村へ出動させるための仕組みを整備し、都道府県内での消防の応援等や知事の指示が円滑に行われるよう、都道府県区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部を設置するものとされた
- ③ 災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動の指示の創設
都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとした

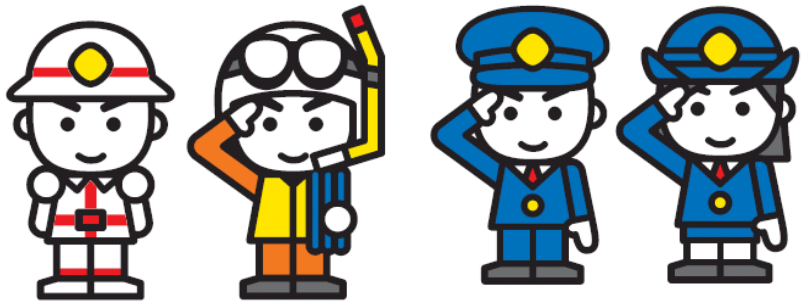


全国消防イメージキャラクター「消太」



消防庁では、自治体消防制度 60 周年を記念して、より一層「親しまれる消防」となるよう、消防防災に係る様々な広報活動に使用することを目的に、全国消防イメージキャラクター「消太（しょうた）」を作成しました。

「消太」は、漫画家の松本零士氏を委員長とする審査委員会でデザインを決定し、1 万件を超える応募の中から愛称を選定したものです。また、「消太」の誕生日は、昭和 23 年 3 月 7 日に消防組織法が施行され、我が国の自治体消防制度が誕生したことにちなんで昭和 25 年に設定された「消防記念日」である「3 月 7 日」だそうです。



「秋の兆し」

(ウドの花)